

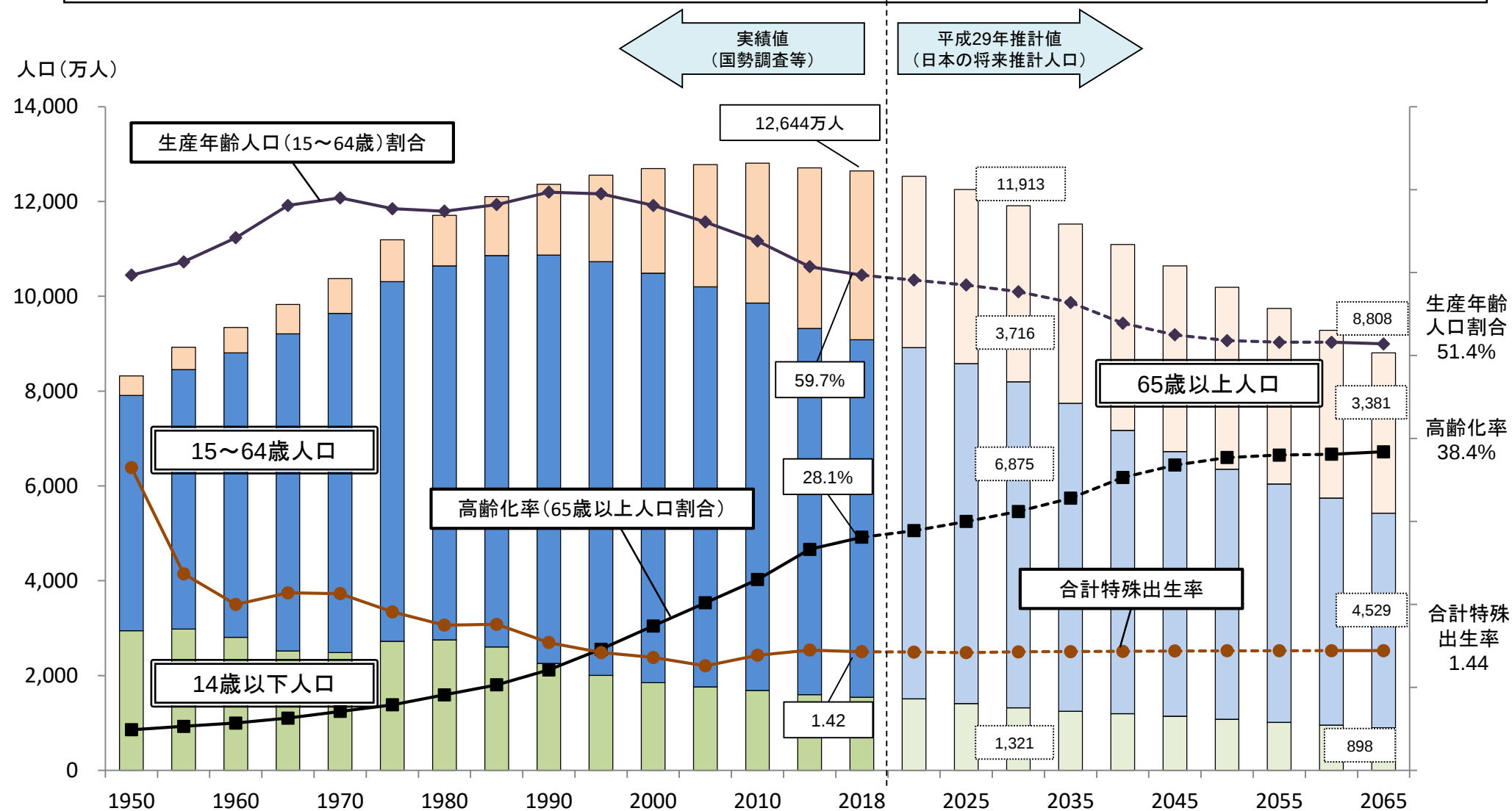
# 令和3年度保険料率に関する関係資料

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 医療保険制度を巡る動向 | ・ ・ ・ | P 1 ～ P15 |
| 協会けんぽの動向    | ・ ・ ・ | P16 ～ P30 |
| 関連する制度改革等   | ・ ・ ・ | P31 ～ P35 |

# 医療保険制度を巡る動向

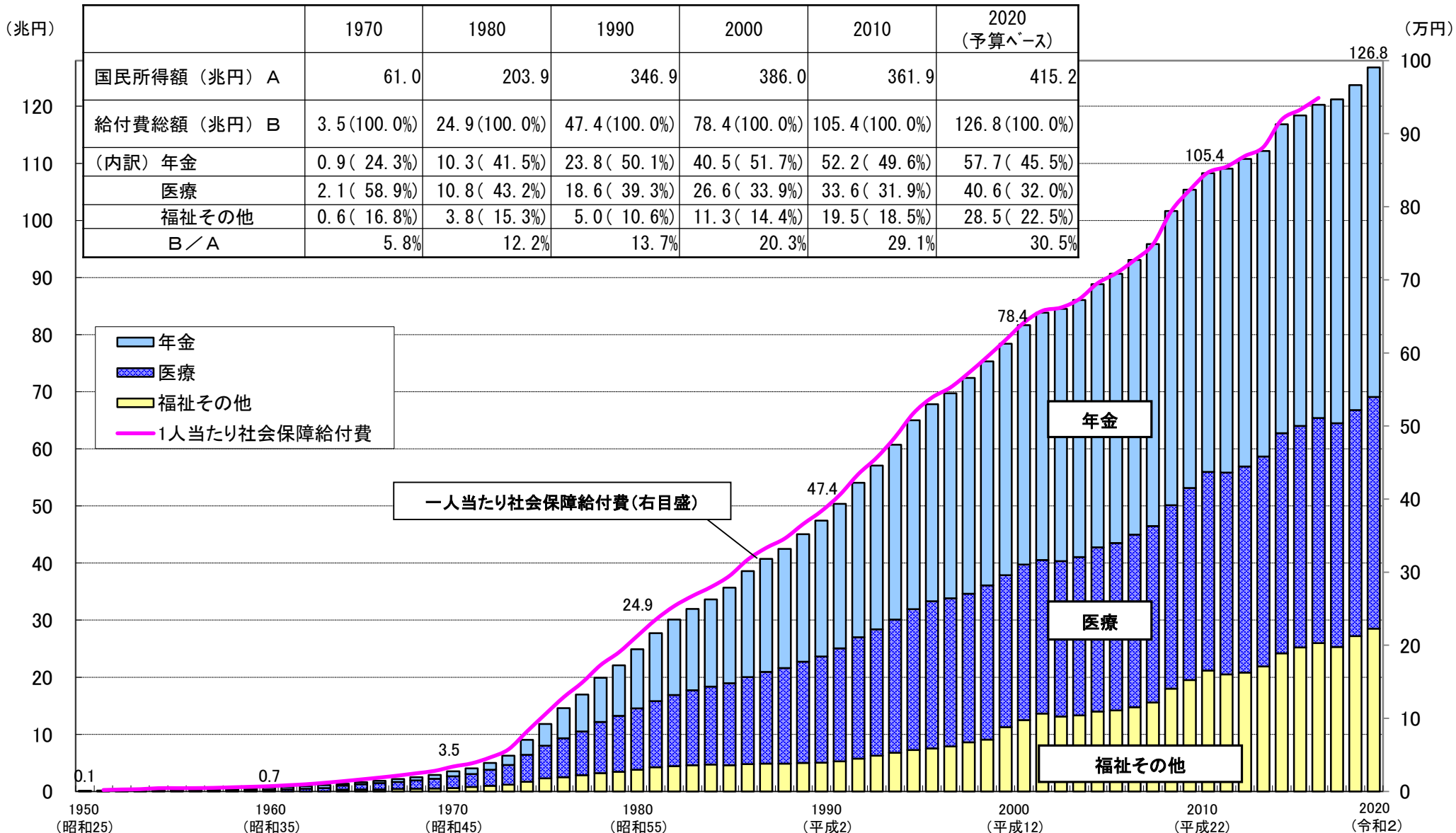
# 日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2018年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2018年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」  
 2018年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、  
 2019年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

# 社会保障給付費の推移

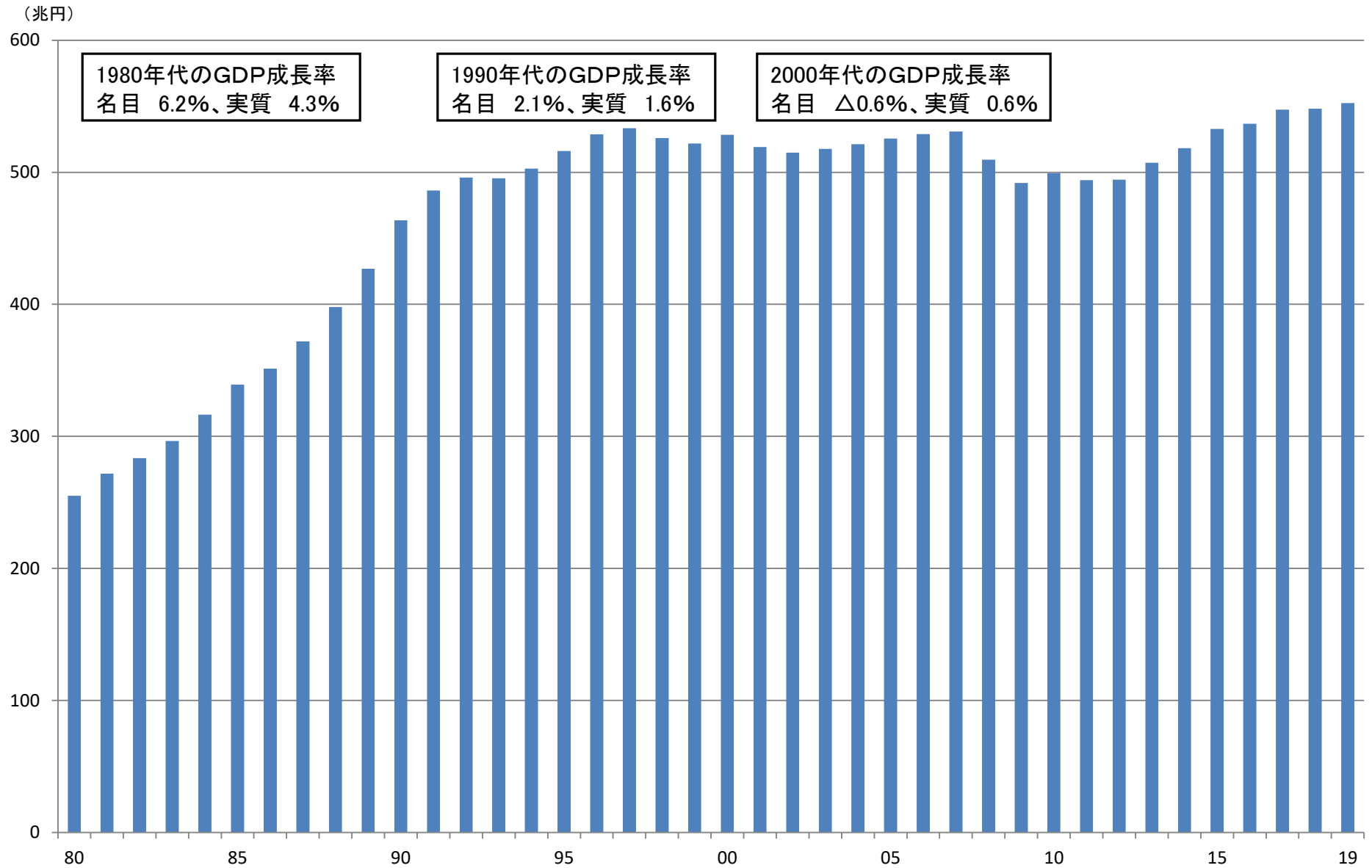


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」、2018~2020年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2020年度の国民所得額は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和2年1月20日閣議決定)」

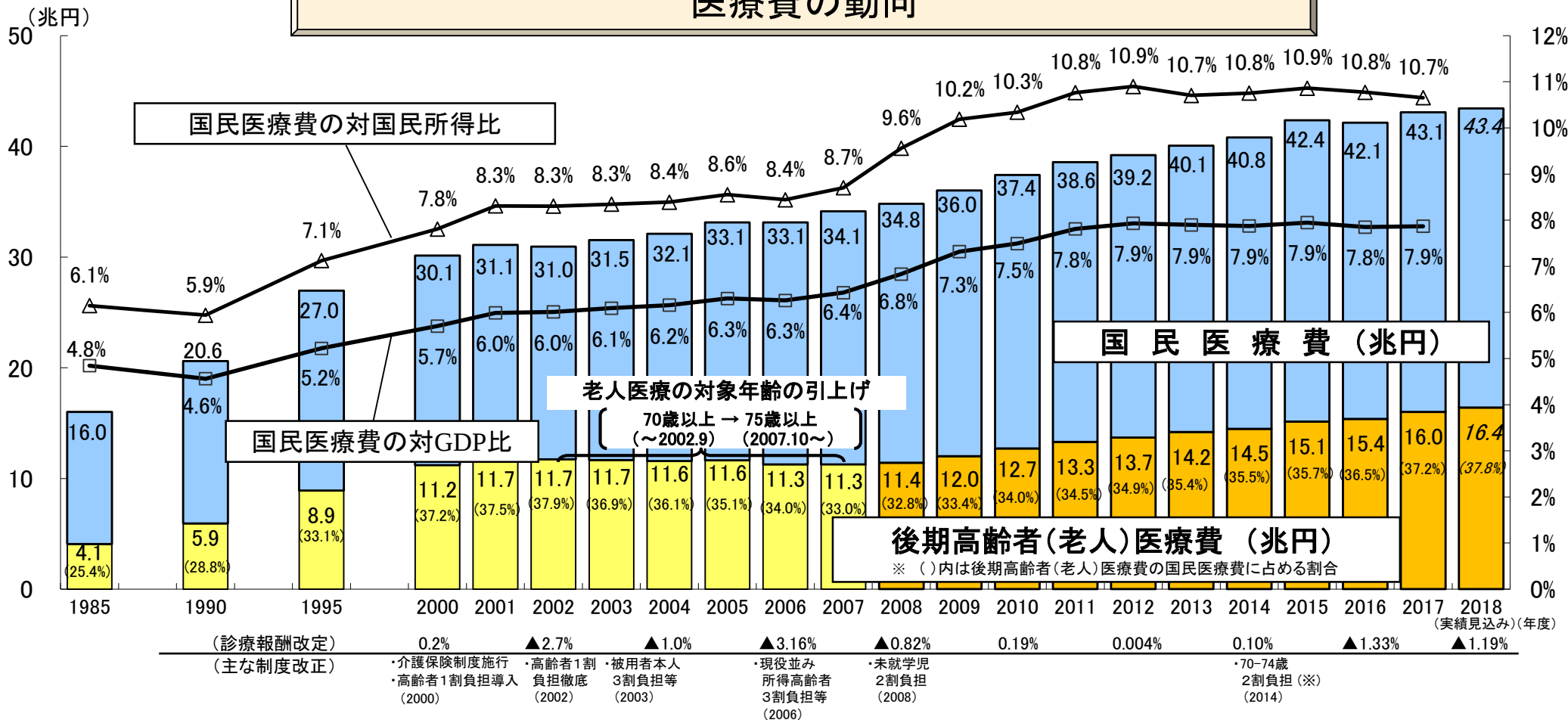
(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2010並びに2020年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

# 1980年度以降の名目GDP(国内総生産)



(注)GDPは、内閣府の長期経済統計、2020年8月17日の公表値。

# 医療費の動向



## <対前年度伸び率>

|              | 1985  | 1990 | 1995 | 2000  | 2001  | 2002  | 2003  | 2004  | 2005  | 2006  | 2007  | 2008  | 2009  | 2010  | 2011  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  |
|--------------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              | (S60) | (H2) | (H7) | (H12) | (H13) | (H14) | (H15) | (H16) | (H17) | (H18) | (H19) | (H20) | (H21) | (H22) | (H23) | (H24) | (H25) | (H26) | (H27) | (H28) | (H29) | (H30) |
| 国民医療費        | 6.1   | 4.5  | 4.5  | ▲1.8  | 3.2   | ▲0.5  | 1.9   | 1.8   | 3.2   | ▲0.0  | 3.0   | 2.0   | 3.4   | 3.9   | 3.1   | 1.6   | 2.2   | 1.9   | 3.8   | ▲0.5  | 2.2   | 0.8   |
| 後期高齢者(老人)医療費 | 12.7  | 6.6  | 9.3  | ▲5.1  | 4.1   | 0.6   | ▲0.7  | ▲0.7  | 0.6   | ▲3.3  | 0.1   | 1.2   | 5.2   | 5.9   | 4.5   | 3.0   | 3.6   | 2.1   | 4.4   | 1.6   | 4.2   | 2.4   |
| 国民所得         | 7.2   | 8.1  | 2.7  | 2.4   | ▲3.0  | ▲0.4  | 1.4   | 1.3   | 1.2   | 1.3   | ▲0.0  | ▲7.2  | ▲2.9  | 2.4   | ▲1.0  | 0.4   | 4.0   | 1.4   | 2.8   | 0.3   | 3.3   | —     |
| GDP          | 7.2   | 8.6  | 2.7  | 1.2   | ▲1.8  | ▲0.8  | 0.6   | 0.7   | 0.8   | 0.6   | 0.4   | ▲4.0  | ▲3.4  | 1.5   | ▲1.1  | 0.1   | 2.6   | 2.2   | 2.8   | 0.7   | 2.0   | —     |

注1 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。

注2 2018年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2018年度分は、2017年度の国民医療費に2018年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

(※) 70~74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

# 医療費の伸び率の要因分解

○ 医療費の伸び率のうち、人口及び報酬改定の影響を除いた「その他」は近年1～2％程度であり、平成30年度は1.1％。  
その要因には、医療の高度化、患者負担の見直し等種々の影響が含まれる。

|                                           | 平成15年度<br>(2003)    | 平成16年度<br>(2004) | 平成17年度<br>(2005) | 平成18年度<br>(2006)         | 平成19年度<br>(2007) | 平成20年度<br>(2008) | 平成21年度<br>(2009) | 平成22年度<br>(2010) | 平成23年度<br>(2011) | 平成24年度<br>(2012) | 平成25年度<br>(2013) | 平成26年度<br>(2014)                           | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018)     |
|-------------------------------------------|---------------------|------------------|------------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 医療費の伸び率 ①                                 | 1.9%                | 1.8%             | 3.2%             | -0.0%                    | 3.0%             | 2.0%             | 3.4%             | 3.9%             | 3.1%             | 1.6%             | 2.2%             | 1.9%                                       | 3.8%             | -0.5%            | 2.2%             | <i>0.8%</i><br>(注1)  |
| 人口増の影響 ②                                  | 0.1%                | 0.1%             | 0.1%             | 0.0%                     | 0.0%             | -0.1%            | -0.1%            | 0.0%             | -0.2%            | -0.2%            | -0.2%            | -0.2%                                      | -0.1%            | -0.1%            | -0.2%            | <i>-0.2%</i><br>(注1) |
| 高齢化の影響 ③                                  | 1.6%                | 1.5%             | 1.8%             | 1.3%                     | 1.5%             | 1.3%             | 1.4%             | 1.6%             | 1.2%             | 1.4%             | 1.3%             | 1.2%                                       | 1.0%             | 1.0%             | 1.2%             | <i>1.1%</i><br>(注1)  |
| 診療報酬改定等 ④                                 |                     | -1.0%            |                  | -3.16%                   |                  | -0.82%           |                  | 0.19%            |                  | 0.004%           |                  | 0.1%<br>[-1.26%<br>消費税対応<br>1.36%<br>(注3)] |                  | -1.33%<br>(注4)   |                  | -1.19%<br>(注5)       |
| その他<br>(①-②-③-④)<br>・医療の高度化<br>・患者負担の見直し等 | 0.2%                | 1.2%             | 1.3%             | 1.8%                     | 1.5%             | 1.5%             | 2.2%             | 2.1%             | 2.1%             | 0.4%             | 1.1%             | 0.7%                                       | 2.9%             | -0.1%            | 1.2%             | <i>1.1%</i><br>(注1)  |
| 制度改正                                      | H15.4<br>被用者本人3割負担等 |                  |                  | H18.10<br>現役並み所得高齢者3割負担等 |                  | H20.4<br>未就学2割負担 |                  |                  |                  |                  |                  | H26.4<br>70-74歳2割負担<br>(注6)                |                  |                  |                  |                      |

注1：医療費の伸び率は、平成29年度までは国民医療費の伸び率、平成30年度は概算医療費（審査支払機関で審査した医療費であり、医療保険と公費負担医療の合計）の伸び率（上表の斜体字、速報値）である。

注2：平成30年度の高齢化の影響は、平成29年度の年齢階級別（5歳階級）国民医療費と平成29、30年度の年齢階級別（5歳階級）人口からの推計値である。

注3：平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。

注4：平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。

なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。

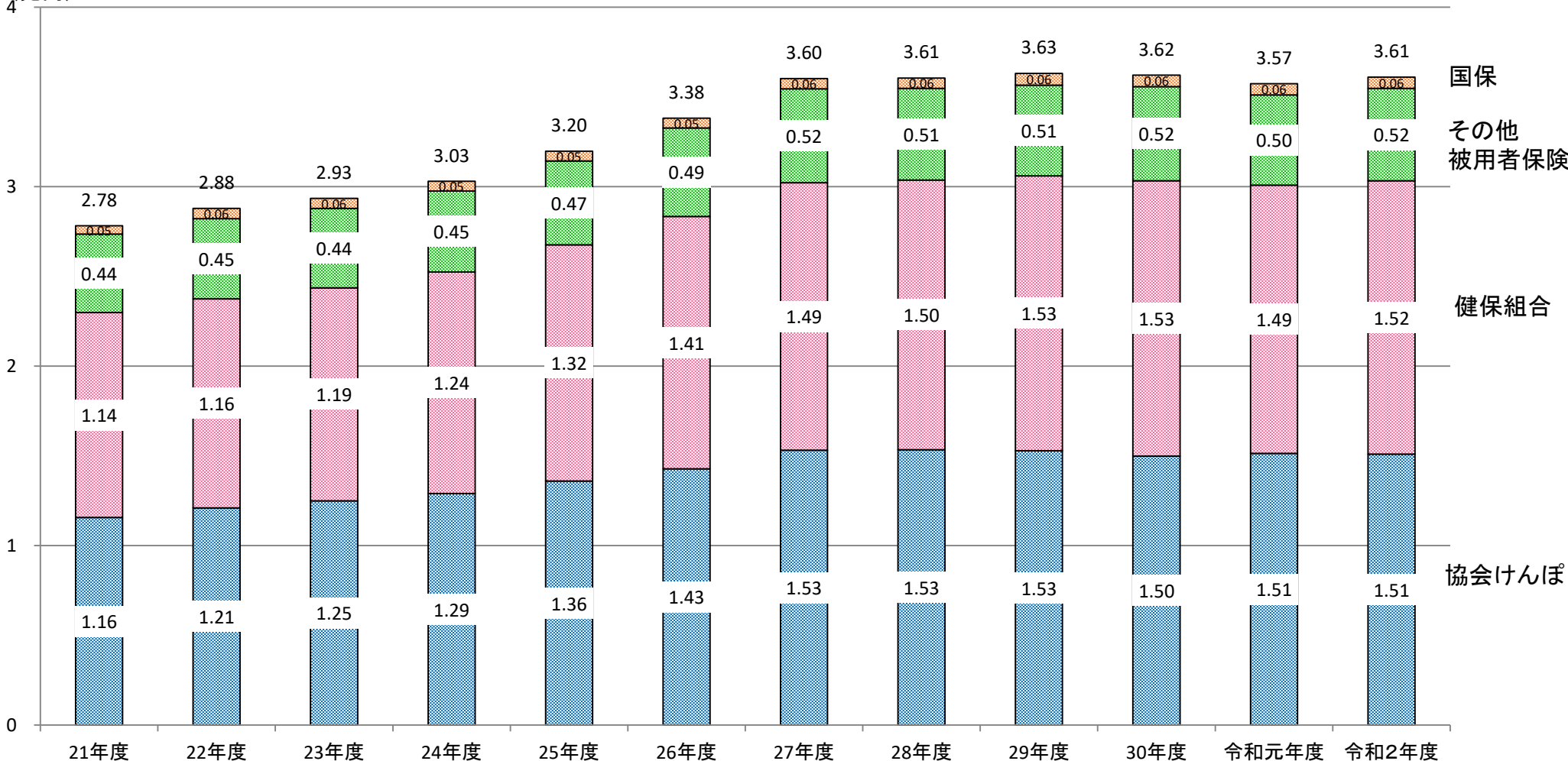
注5：平成30年度の改定分-1.19%のうち薬価制度改革分は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-0.9%。

注6：70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除（1割→2割）。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

# 前期高齢者納付金の推移

○ 前期高齢者納付金の額は全体として増加傾向にあり、制度創設時(平成20年度)と比べ、令和元年度には約1.3倍に増加している。

(兆円)



※ 平成29年度以前は確定賦課ベース(出典:医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～(令和元年12月))。

平成30年度、令和元年度及び令和2年度は概算賦課ベースである。

※ 協会けんぽは日雇を含む。

# 後期高齢者支援金の推移

○ 後期高齢者支援金の額は全体として増加傾向にあり、制度創設時(平成20年度)と比べ、令和元年度には約1.67倍に増加している。

(兆円)



※ 平成29年度以前は確定賦課ベース(出典:医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～(令和元年12月))。  
平成30年度、令和元年度及び令和2年度は概算賦課ベースである。

※ 協会けんぽは日雇を含む。

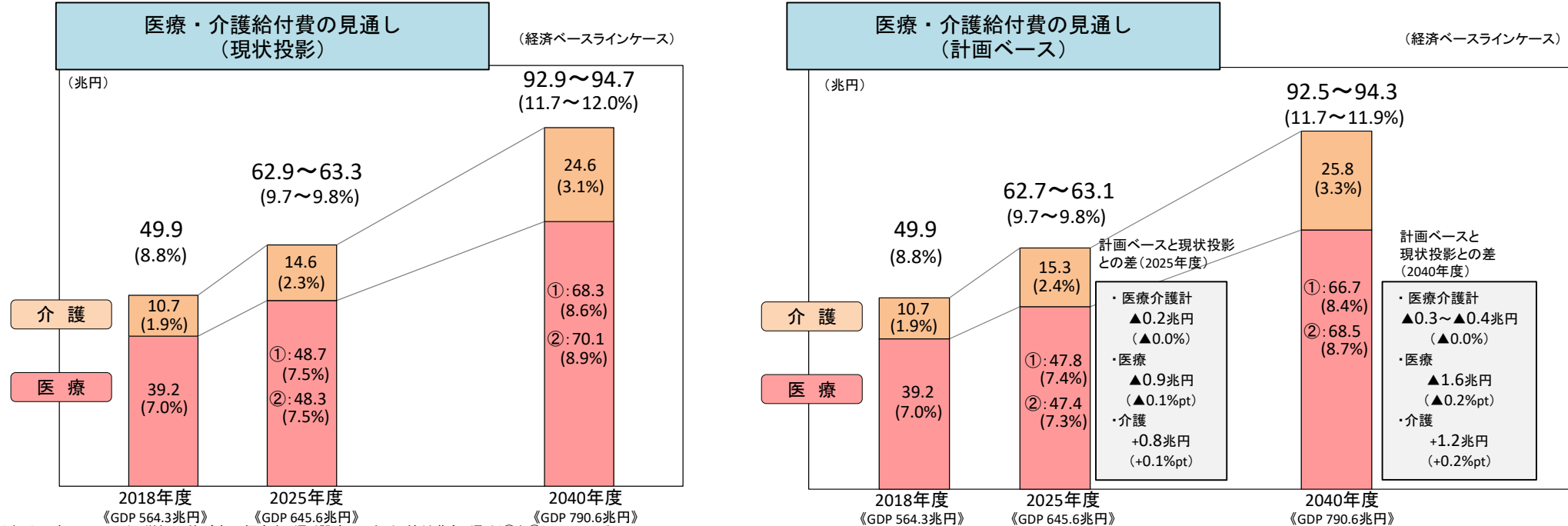
# 2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材） 一概要一

（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 平成30年5月21日）

○ 高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供するために、一定の仮定をおいた上で、将来見通しを作成。

## 試算結果①医療・介護給付費の見通し（計画ベースと現状投影との比較）

- 現在、全国の都道府県、市区町村において、医療・介護サービスの提供体制の改革や適正化の取組みが進められている。これらの取組みに係る各種計画（地域医療構想、医療費適正化計画、介護保険事業計画）を基礎とした「計画ベース」の見通しと、現状の年齢別受療率・利用率を基に機械的に将来の患者数や利用者数を計算した「現状投影」の見通しを作成。
- 医療・介護給付費について2つの見通しを比較すると、計画ベースでは、
- ・ 医療では、病床機能の分化・連携が進むとともに、後発医薬品の普及など適正化の取組みによって、入院患者数の減少や、医療費の適正化が行われ（2040年度で▲1.6兆円）、
  - ・ 介護では、地域のニーズに応じたサービス基盤の充実が行われることで（2040年度で+1.2兆円）
- 疾病や状態像に応じてその人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現を目指したものとなっている。



（注1）医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り（①と②）示している。

（注2）「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成30年1月）」等を踏まえて計算。

なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。（ ）内は対GDP比。

## 試算結果②(社会保障給付費全体の見通し)

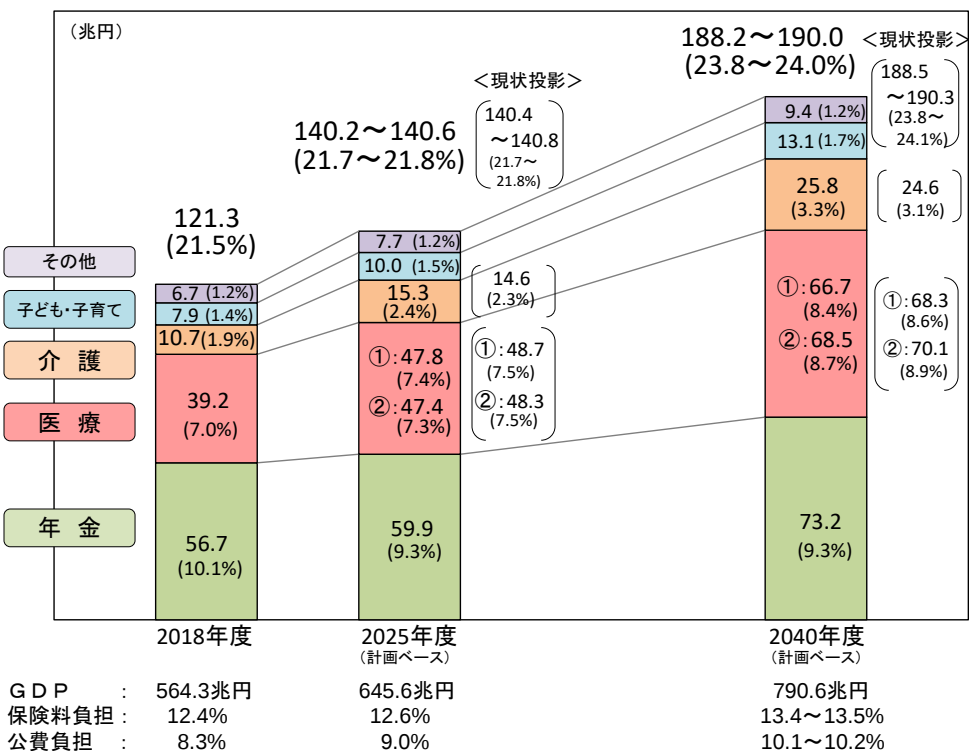
○ 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%(名目額121.3兆円)から、2025年度に21.7～21.8%(同140.2～140.6兆円)となる。その後15年間で2.1～2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8～24.0%(同188.2～190.0兆円)となる。(計画ベース・経済ベースラインケース※)

○ 経済成長実現ケース※でも、社会保障給付費の対GDP比は概ね同様の傾向で増加するが、2040年度で比較するとベースラインケースに比べて、1%ポイント程度低い水準(対GDP比22.6～23.2%(名目額210.8～215.8兆円))(計画ベース・経済成長実現ケース)。

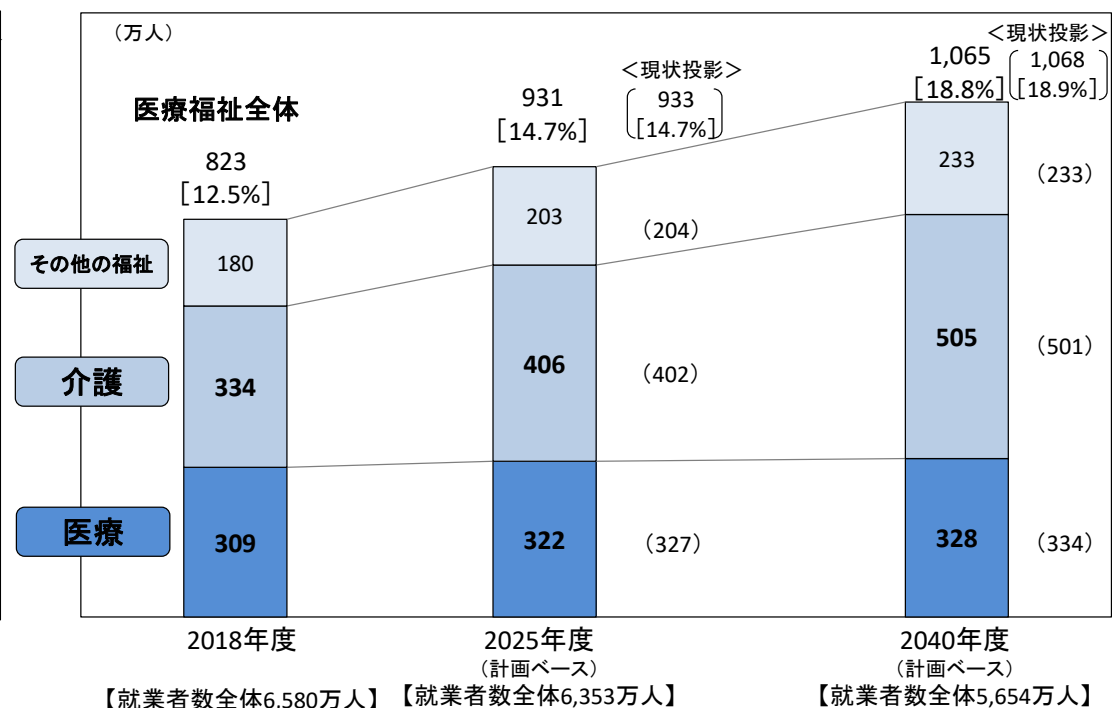
※経済ベースラインケース及び成長実現ケースの経済前提については次頁参照。

### 社会保障給付費の見通し

(経済ベースラインケース)



### 医療福祉分野における就業者の見通し



(注1) 医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)示している。

(注2) 「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

(注3) 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化すると仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。( )内は対GDP比。[ ]内は就業者数全体に対する割合。保険料負担及び公費負担は対GDP比。

## 人口・経済の前提、方法等

- 足元値 平成30年度予算ベース。ただし、介護については第7期介護保険事業計画の集計値を基礎としている。
- 人口前提 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）  
※ただし、子ども・子育ての推計については、2020年度以降給付の対象となる子ども数を固定した形で推計。

### ○ 経済前提

2027年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成30年1月）等、2028年度以降は、公的年金の平成26年財政検証に基づいた前提値を使用。経済前提は2つのケースで試算（ベースラインケース（2028年度以降は平成26年財政検証ケースF）、成長実現ケース（2028年度以降は平成26年財政検証ケースE））。

|                 |        | 2018<br>(H30) | 2019<br>(H31) | 2020<br>(H32) | 2021<br>(H33) | 2022<br>(H34) | 2023<br>(H35) | 2024<br>(H36) | 2025<br>(H37) | 2026<br>(H38) | 2027<br>(H39) | 2028～<br>(H40～) |
|-----------------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
| 名目経済<br>成長率 (%) | 成長実現   | 2.5           | 2.8           | 3.1           | 3.2           | 3.4           | 3.4           | 3.5           | 3.5           | 3.5           | 3.5           | 1.6             |
|                 | ベースライン | 2.5           | 2.4           | 2.2           | 1.9           | 1.8           | 1.8           | 1.8           | 1.8           | 1.8           | 1.7           | 1.3             |
| 物価<br>上昇率 (%)   | 成長実現   | 1.0           | 1.9           | 2.3           | 2.1           | 2.0           | 2.0           | 2.0           | 2.0           | 2.0           | 2.0           | 1.2             |
|                 | ベースライン | 1.0           | 1.6           | 1.7           | 1.3           | 1.1           | 1.1           | 1.1           | 1.1           | 1.1           | 1.1           | 1.2             |

注. 賃金上昇率については、2018年度は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成30年1月22日閣議決定）に基づいて1.7%と設定し、2019～2027年度までは名目経済成長率と同率、2028年度以降は平成26年財政検証の前提（ケースE・F）に基づいて2.5%としている。

### ○ 将来見通しの作成方法（全般的考え方）

- ・ 公的年金 平成26(2014)年財政検証に、新たな将来推計人口・経済前提を簡易的に反映。年金生活者支援給付金の実施を織り込んで計算。
- ・ 医療、介護 年齢階級別受療率等に将来推計人口を適用して需要を推計し、サービスごとの単価、伸び率等を適用。
- ・ 子ども・子育て 「子育て安心プラン」「新しい経済政策パッケージ（2兆円パッケージ）」（制度の詳細が決定していない高等教育の無償化等は反映していない）を織り込んだ上で、2020年度以降給付の対象となる子ども数を固定。
- ・ 上記以外 GDPに対する給付規模が将来にわたって変わらないことを基本として機械的に計算。  
（なお、短期的には近年の予算等の動向も踏まえつつ計算。）

### （留意事項）

- 本見通しは、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。特に、長期の推計であるため、長期間の人口変動の動向とこれが経済社会に与える影響、経済、雇用の動向、給付単価の伸び率の動向等が、給付費の総額や対GDP比等の結果に大きな影響を与える可能性があることに留意する必要がある。
- 本見通しは、一体改革試算と同様、患者数や利用者数などの需要を基礎とした計算となっており、供給面については必要な需給をちょうどまかなうだけの供給が行われるものと仮定して、必要マンパワーや費用等を計算している。従って、需要側である患者数が減少した際には、その減少に合わせてサービス供給量も減少することを仮定していることに留意する必要がある。
- 本見通しでは、医療においては年齢別制度別実効給付率、介護においては全体の実効給付率を現状の値で固定して将来の医療給付費および介護給付費を算出していることに留意する必要がある。
- 「計画ベース」の見通しでは、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

# 医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し①

平成30年5月21日  
2040年を見据えた社会保障の将来見通し  
(議論の素材)  
内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省

## 【経済：ベースラインケース】

|                                | 現状投影                    |                    |                    | 計画ベース                   |                    |                    |
|--------------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|
|                                | 2018年度                  | 2025年度             | 2040年度             | 2018年度                  | 2025年度             | 2040年度             |
| 医療保険                           |                         |                    |                    |                         |                    |                    |
| 協会けんぽ                          | 10.0%                   | ①10.8%<br>②10.7%   | ①11.8%<br>②12.1%   | 10.0%                   | ①10.6%<br>②10.5%   | ①11.5%<br>②11.8%   |
| 健保組合                           | 9.2%                    | ①10.0%<br>② 9.9%   | ①11.1%<br>②11.4%   | 9.2%                    | ① 9.8%<br>② 9.7%   | ①10.9%<br>②11.2%   |
| 市町村国保<br>(2018年度賃金換算)          | 7,400円                  | ①8,300円<br>②8,200円 | ①8,400円<br>②8,600円 | 7,400円                  | ①8,100円<br>②8,000円 | ①8,200円<br>②8,400円 |
| 後期高齢者<br>(2018年度賃金換算)          | 5,800円                  | ①6,500円<br>②6,400円 | ①8,200円<br>②8,400円 | 5,800円                  | ①6,400円<br>②6,300円 | ①8,000円<br>②8,200円 |
| 介護保険                           |                         |                    |                    |                         |                    |                    |
| 1号保険料<br>(2018年度賃金換算)          | 約5,900円                 | 約6,900円            | 約8,800円            | 約5,900円                 | 約7,200円            | 約9,200円            |
| 2号保険料<br>協会けんぽ・健保組合            | 協会けんぽ1.57%<br>健保組合1.52% | 1.9%               | 2.5%               | 協会けんぽ1.57%<br>健保組合1.52% | 2.0%               | 2.6%               |
| 2号保険料<br>市町村国保<br>(2018年度賃金換算) | 約2,800円                 | 約3,300円            | 約4,200円            | 約2,800円                 | 約3,500円            | 約4,400円            |

※ 医療保険の2018年度における保険料は2018年度実績見込み(協会けんぽは実際の保険料率、健保組合は健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」より、市町村国保は予算ベースの所要保険料、後期高齢者は広域連合による見込みを基にした推計値)である。また、2025年度及び2040年度の保険料は2018年度の保険料と各制度の所要保険料の伸びから算出している。

※ 介護保険の2018年度における2号保険料の健保組合の値は、健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」による。また、市町村国保の保険料額は、一人当たり介護納付金額の月額について、公費を除いた額である。2018年度におけるそのほかの保険料は、実際の基準保険料額・保険料率である。

# 医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し②

平成30年5月21日  
2040年を見据えた社会保障の将来見通し  
(議論の素材)  
内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省

## 【経済：成長実現ケース】

|                                | 現状投影                    |                    |                    | 計画ベース                   |                    |                    |
|--------------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|
|                                | 2018年度                  | 2025年度             | 2040年度             | 2018年度                  | 2025年度             | 2040年度             |
| 医療保険                           |                         |                    |                    |                         |                    |                    |
| 協会けんぽ                          | 10.0%                   | ①10.2%<br>②10.5%   | ①11.0%<br>②11.8%   | 10.0%                   | ①10.0%<br>②10.3%   | ①10.8%<br>②11.5%   |
| 健保組合                           | 9.2%                    | ① 9.4%<br>② 9.7%   | ①10.4%<br>②11.1%   | 9.2%                    | ① 9.2%<br>② 9.5%   | ①10.1%<br>②10.9%   |
| 市町村国保<br>(2018年度賃金換算)          | 7,400円                  | ①7,800円<br>②8,000円 | ①7,800円<br>②8,400円 | 7,400円                  | ①7,600円<br>②7,900円 | ①7,700円<br>②8,200円 |
| 後期高齢者<br>(2018年度賃金換算)          | 5,800円                  | ①6,100円<br>②6,300円 | ①7,600円<br>②8,200円 | 5,800円                  | ①6,000円<br>②6,200円 | ①7,400円<br>②8,000円 |
| 介護保険                           |                         |                    |                    |                         |                    |                    |
| 1号保険料<br>(2018年度賃金換算)          | 約5,900円                 | 約6,800円            | 約8,600円            | 約5,900円                 | 約7,100円            | 約9,000円            |
| 2号保険料<br>協会けんぽ・健保組合            | 協会けんぽ1.57%<br>健保組合1.52% | 1.9%               | 2.5%               | 協会けんぽ1.57%<br>健保組合1.52% | 2.0%               | 2.6%               |
| 2号保険料<br>市町村国保<br>(2018年度賃金換算) | 約2,800円                 | 約3,300円            | 約4,200円            | 約2,800円                 | 約3,500円            | 約4,400円            |

※ 医療保険の2018年度における保険料は2018年度実績見込み(協会けんぽは実際の保険料率、健保組合は健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」より、市町村国保は予算ベースの所要保険料、後期高齢者は広域連合による見込みを基にした推計値)である。また、2025年度及び2040年度の保険料は2018年度の保険料と各制度の所要保険料の伸びから算出している。

※ 介護保険の2018年度における2号保険料の健保組合の値は、健康保険組合連合会「平成30年度健保組合予算早期集計結果」による。また、市町村国保の保険料額は、一人当たり介護納付金額の月額について、公費を除いた額である。2018年度におけるそのほかの保険料は、実際の基準保険料額・保険料率である。

# 医療技術の高度化に伴う高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載

- 近年、医療技術の高度化に伴い、高額な医薬品や再生医療等製品が薬価収載されている。（下表参照）
- これらの多くは、対象疾患が希少がんや難病など患者数が限定的であるが、オプジーボのように、効能・効果の追加により対象疾患が拡大し、医療費（薬剤費）に与えるインパクトが非常に大きくなる場合がある。
- また、下表のほか、米国で販売承認されているリンパ腫治療薬の「イエスカルタ」（1患者当たり約4,000万円）や、遺伝性網膜疾患治療薬の「ラクスターナ」（両眼1回分約9600万円）についても、日本で販売承認申請される可能性があるなど、今後も高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増えていくことが見込まれる。

## 近年薬価収載された高額な医薬品や再生医療等製品の例

（以下の表は中央社会保険医療協議会資料等に基づき作成）

| 医薬品名       | 保険収載年月  | 効能・効果                     | 費用<br>(薬価収載時)                   | ピーク時<br>予測患者数<br>(薬価収載時)                     | ピーク時<br>予測販売金額<br>(薬価収載時)          |
|------------|---------|---------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------|
| オプジーボ点滴静注  | 2014年9月 | 非小細胞肺がん等<br>(収載後、対象疾患が拡大) | 約3,500万円(※1)<br>(体重60kgで1年間の場合) | 470人<br>(2018年度新規処方患者数<br>(推計)：約21,000人)(※2) | 31億円<br>(2018年度販売金額：<br>906億円)(※2) |
| ステミラック注    | 2019年2月 | 外傷性脊髄損傷                   | 約1,500万円(1回分)                   | 249人                                         | 37億円                               |
| キムリア点滴静注   | 2019年5月 | B細胞性急性リンパ芽<br>球性白血病等      | 約3,350万円<br>(1患者当たり)            | 216人                                         | 72億円                               |
| レブコビ筋注     | 2019年5月 | アデノシンデアミナー<br>ゼ欠損症        | 約2億2,000万円<br>(体重60kgで1年間の場合)   | 8人                                           | 9.7億円                              |
| ゾルゲンスマ点滴静注 | 2020年5月 | 脊髄性筋萎縮症                   | 約1億6,700万円                      | 25人                                          | 42億円                               |

(※1) 累次の薬価改定により、薬価収載時と比べ、価格が約76.4%引き下げられた。(100mg10mL 1瓶の価格：薬価収載時＝72万9,849円、2019年8月時点＝17万2,025円)

(※2) 小野薬品工業株式会社の公表資料に基づき作成。

令和元年5月15日

## 「保険給付範囲の見直し」に向けた意見

健康保険組合連合会  
全国健康保険協会

本日の中央社会保険医療協議会において、白血病治療薬「キムリア」の保険適用が承認された。

この「キムリア」は、費用が高額であるものの、臨床試験の結果などから高い効果が期待される注目されていた新薬であり、このような医薬品の開発と適正な価格での保険収載は、患者に必要な医療を届ける観点から極めて重要である。また、個人で負担しきれないリスクをカバーしていくことは、共助の仕組みである医療保険制度の責務である。

こうした基本的なスタンスを踏まえた上で、医療保険制度の置かれた状況に目を転じると、さらなる高齢化と現役世代の減少が同時進行するなか、団塊の世代が後期高齢者に入り始める2022年以降、医療保険財政はより危機的な状況に直面する。

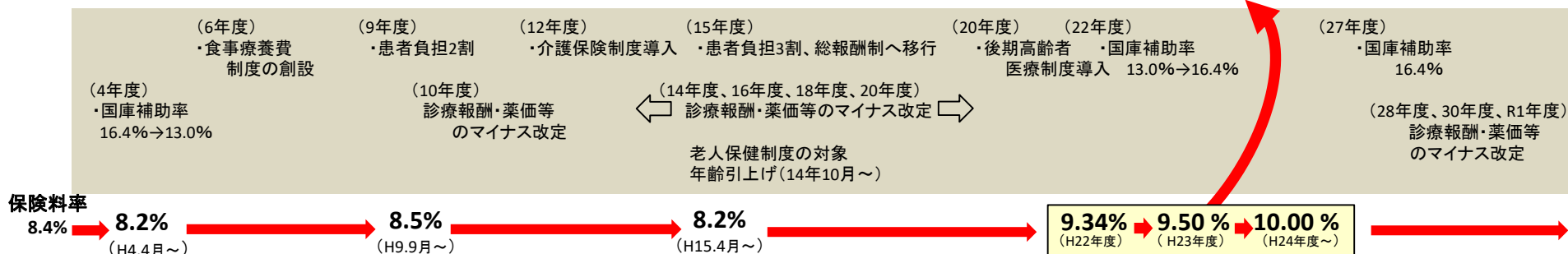
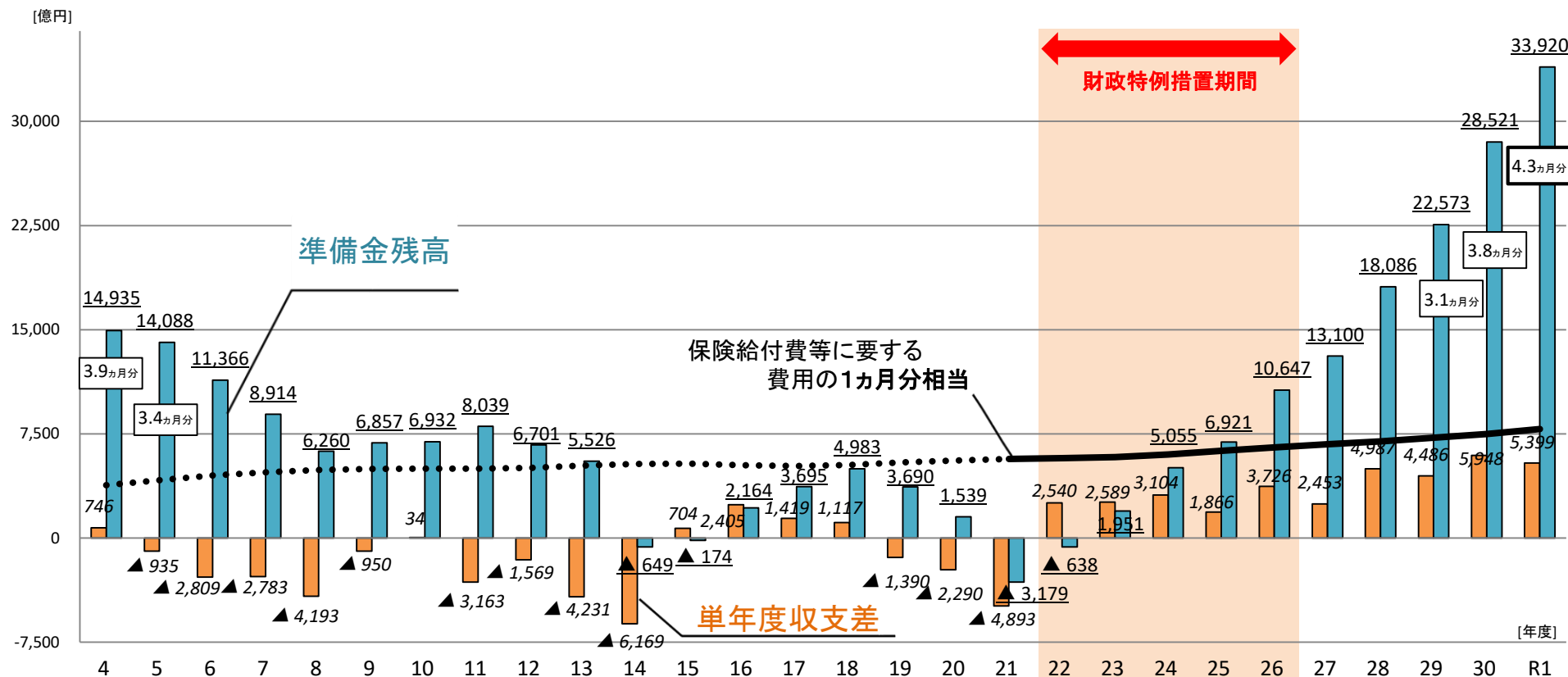
革新的で高額な新薬の保険適用は今後も続く見通されており、このような新薬を保険適用しながら国民皆保険制度を維持していくためには、薬価制度に基づく医薬品価格の適正化、さらには高齢者医療費の負担構造改革や医療費適正化策だけではとても追いつかない。国民皆保険制度を堅持するためには、公的医療保険の給付範囲について、除外も含めて、改めて見直しを検討することが喫緊の課題となっている。

具体的には、重症疾患用で個人での負担が困難な医薬品は保険で確実にカバーする一方、軽症疾患用医薬品についてはスイッチOTCをさらに推進すると同時に、医薬品の重要度に応じ、保険償還率に段階を設定している諸外国の事例も参考にしながら、保険給付範囲からの除外や償還率変更を実行すべきである。まずは、関係審議会において、市販品類似薬の除外等に向けた検討を早急に着手するよう求めたい。

以上

# 協会けんぽの動向

# 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

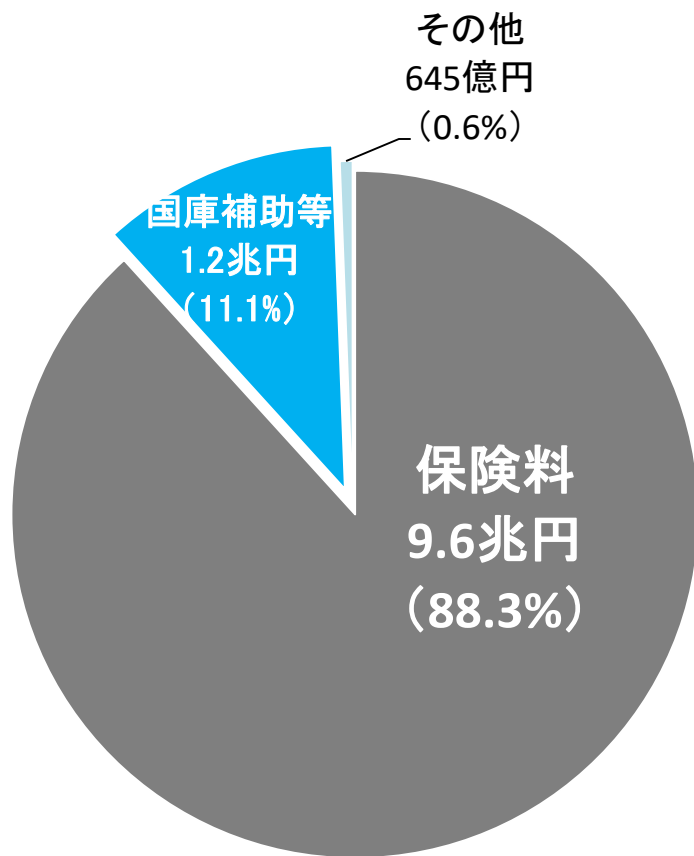


- (注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

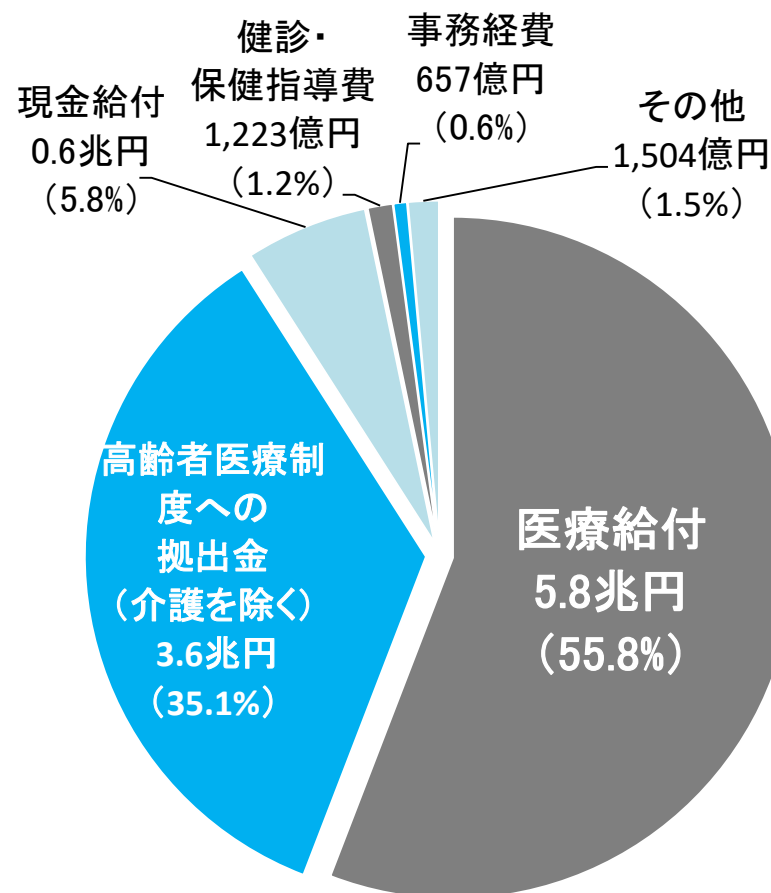
# 協会けんぽの財政構造(令和元年度決算)

○ 協会けんぽ全体の支出は約10.3兆円だが、その約4割、約3.6兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

## 収 入 10兆8,697億円

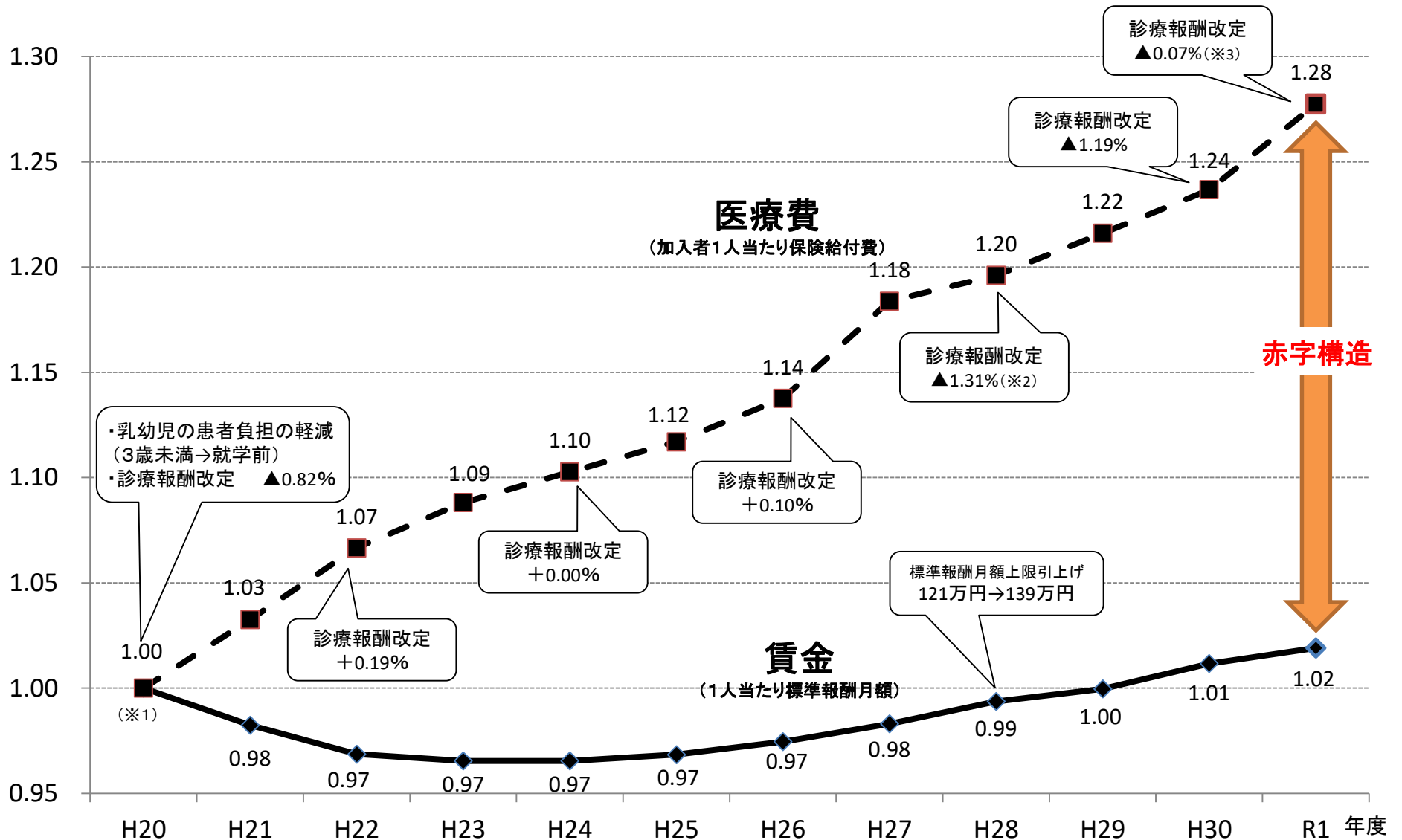


## 支 出 10兆3,298億円



# 協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



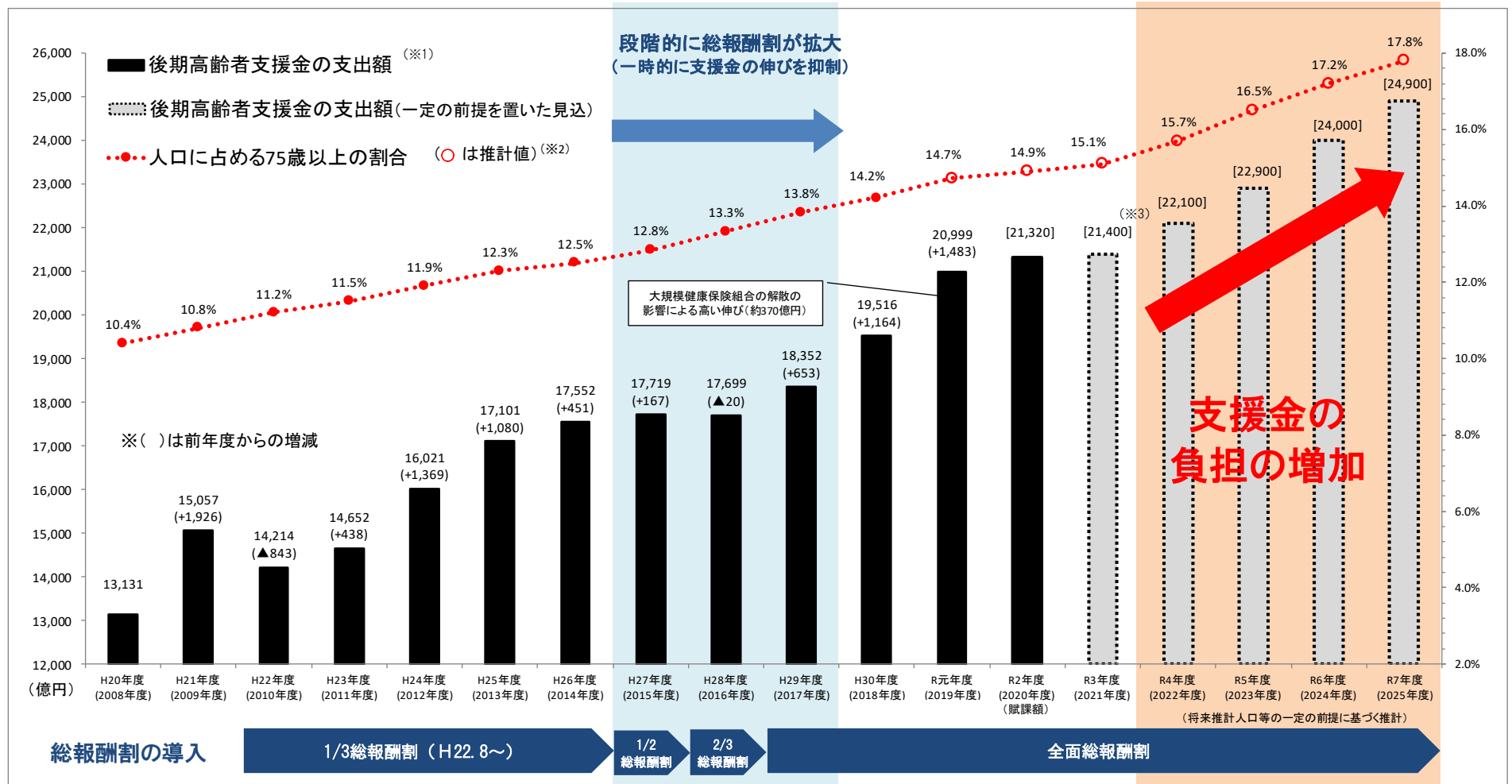
(※1) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

(※3) 消費税率10%への引き上げに伴い令和元年10月より改定。

# 協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

●近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大により一時的に伸びが抑制されていたが、今後は大幅な増加が見込まれている。

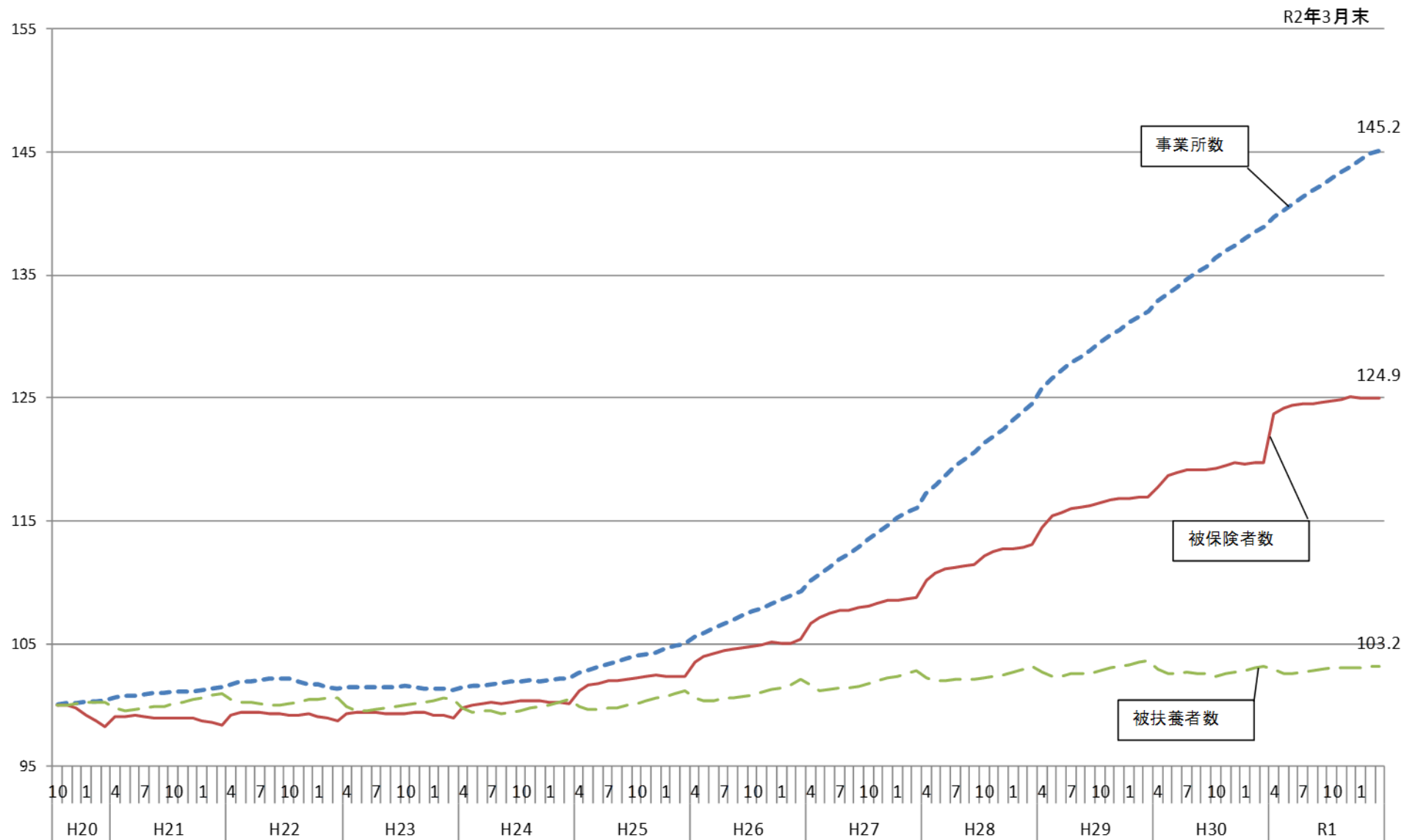


(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。

(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、H30年度以前の実績は「高齢社会白書」(内閣府)、R元年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、H29年推計)による。

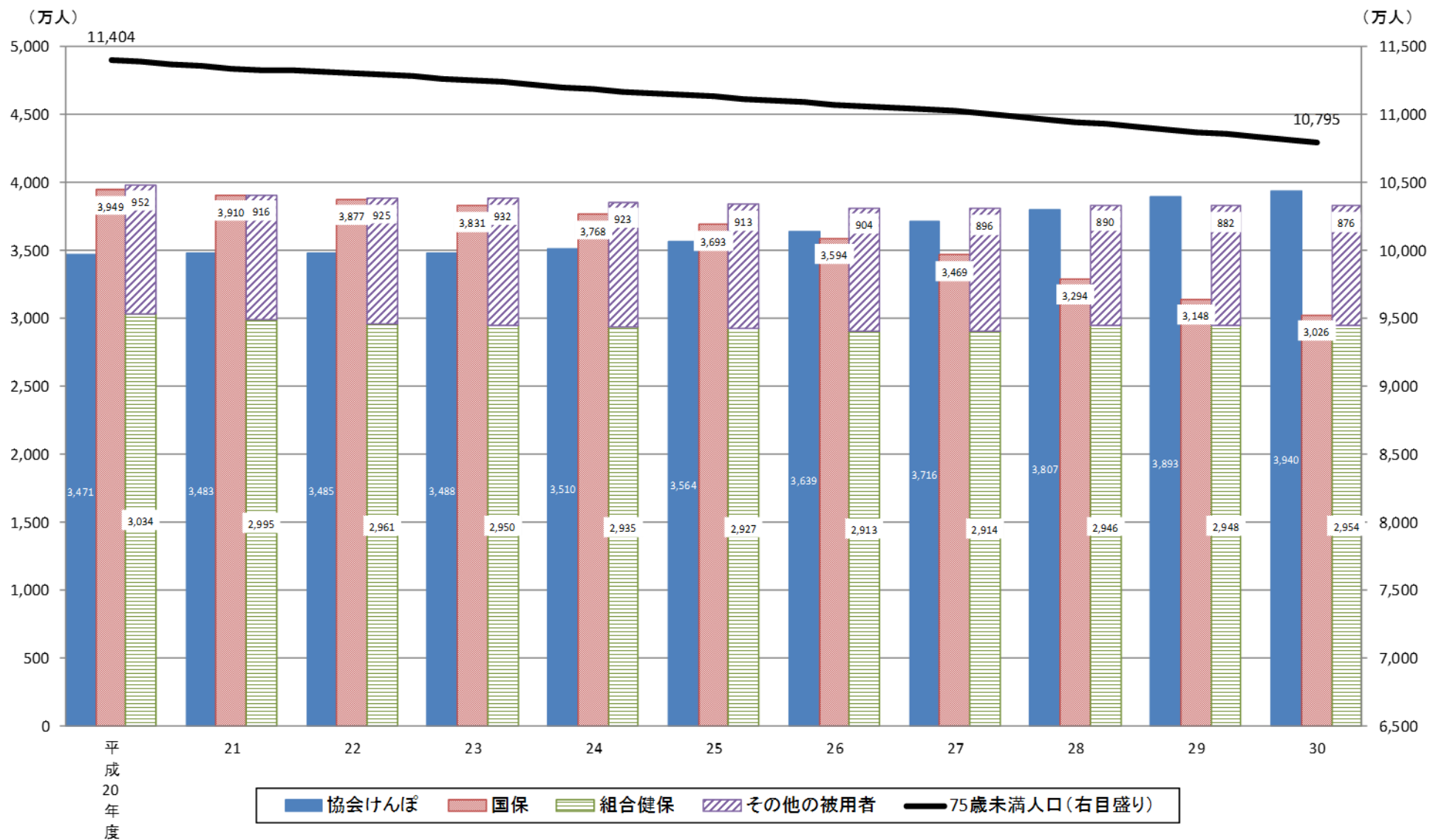
(※3) R3年度以降の推計値は、百億円まるめて記載している。

# 協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)



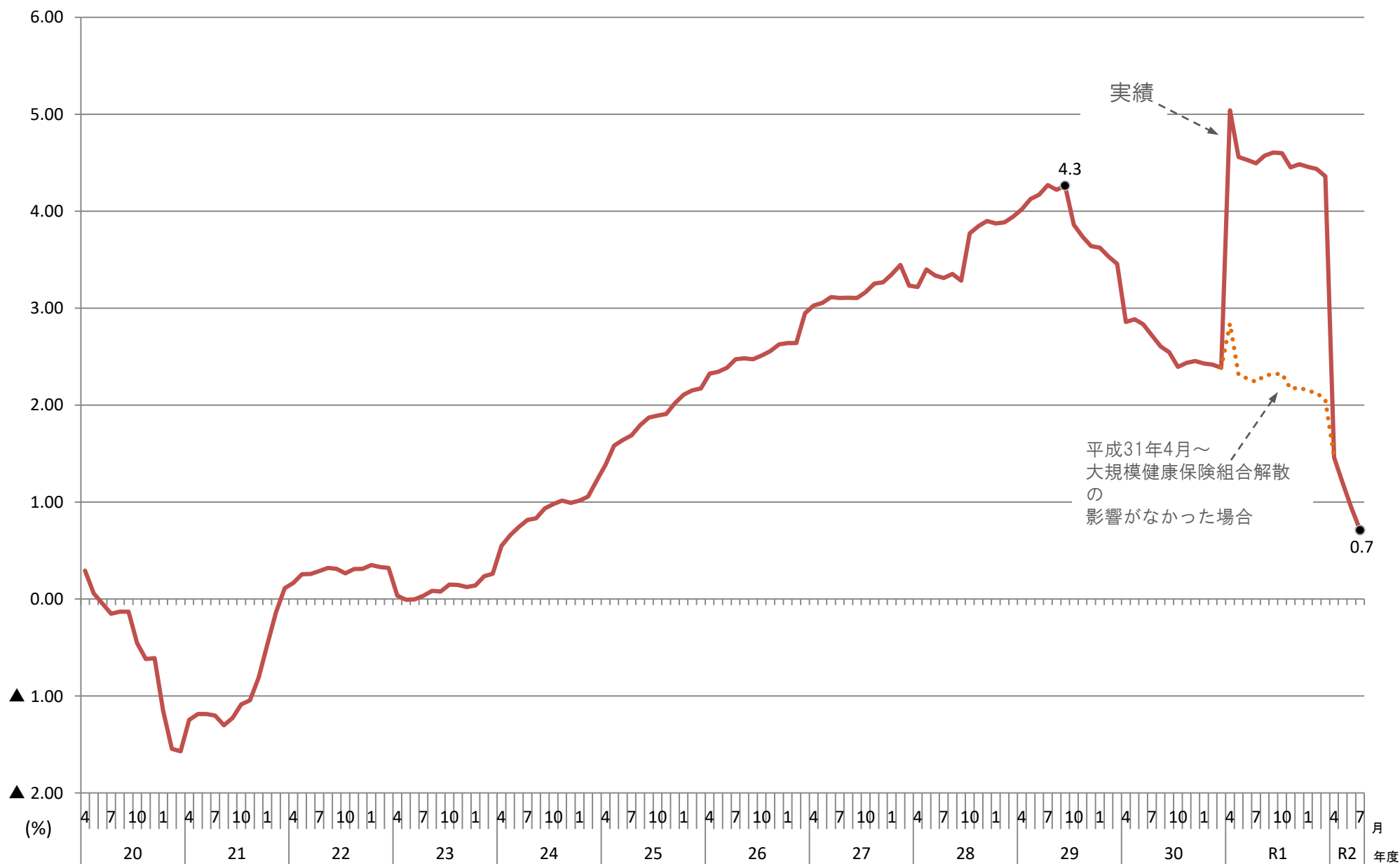
※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示している。

# 75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移



(注)1. 協会けんぽ、国保及び被用者その他は年度末現在の加入者数、75歳未満人口は翌年度4月1日現在の人口(総務省統計局「人口推計」の総人口)を表す。  
 2. その他の被用者は船員保険及び共済組合の合計である。ただし、共済組合は前年度末現在の数値を計上している。

## 対前年同月比被保険者数の伸び率の推移

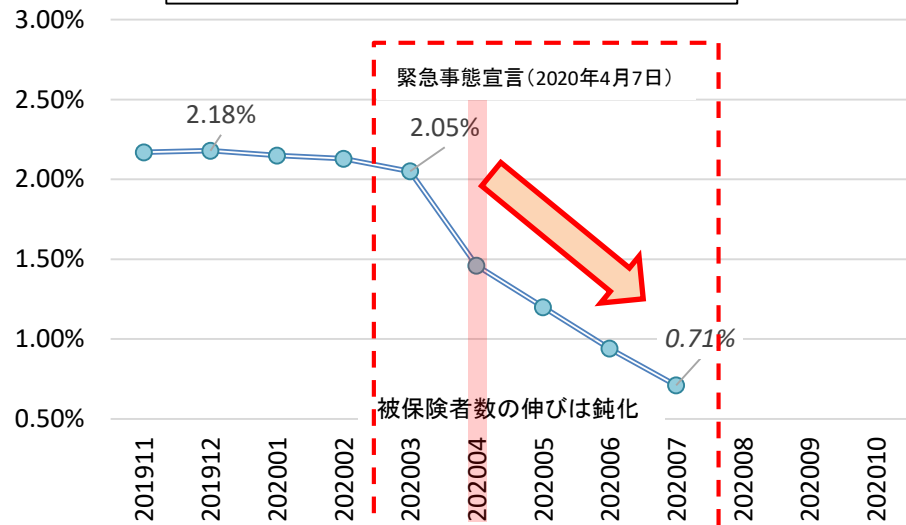


# 被保険者数の推移

7月数値は速報値

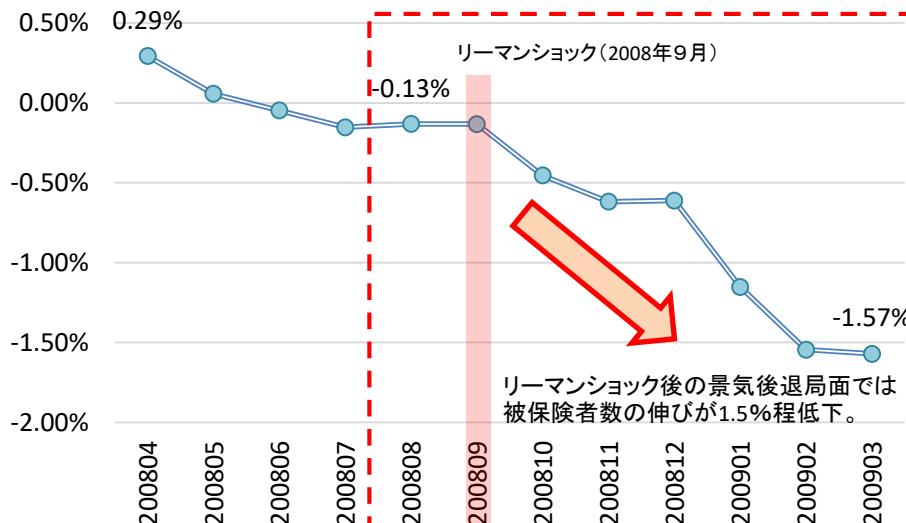
○ 近年の被保険者数の推移は、対前年同月比でみると概ね2%で増加していたが、足元の令和2年4月から7月にかけて伸びは鈍化している。

被保険者数の伸びの推移(対前年同月比)



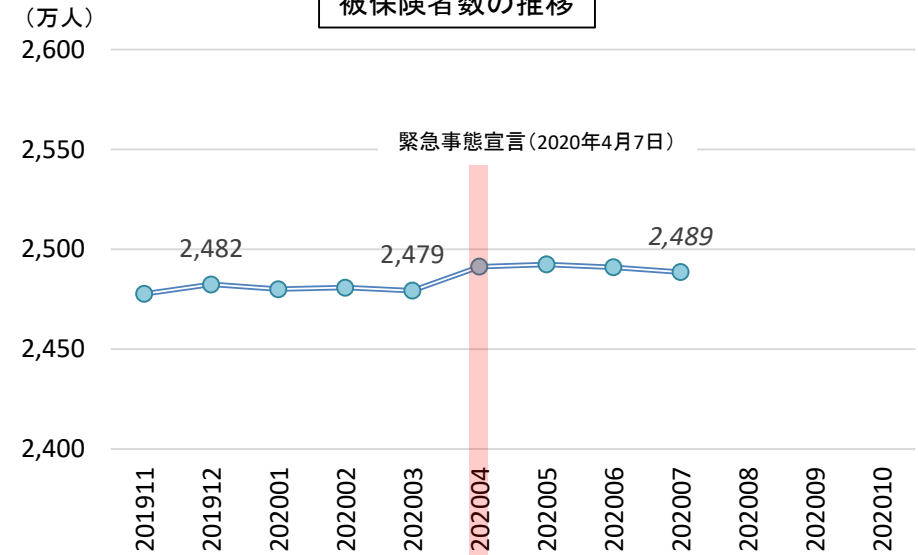
(注) 令和元(2019)年11月から令和2(2020)年3月の比率は、解散した大規模解散健康保険組合の影響を除いて算出している。

<参考>リーマンショックの時期の被保険者数の伸びの推移(対前年同月比)



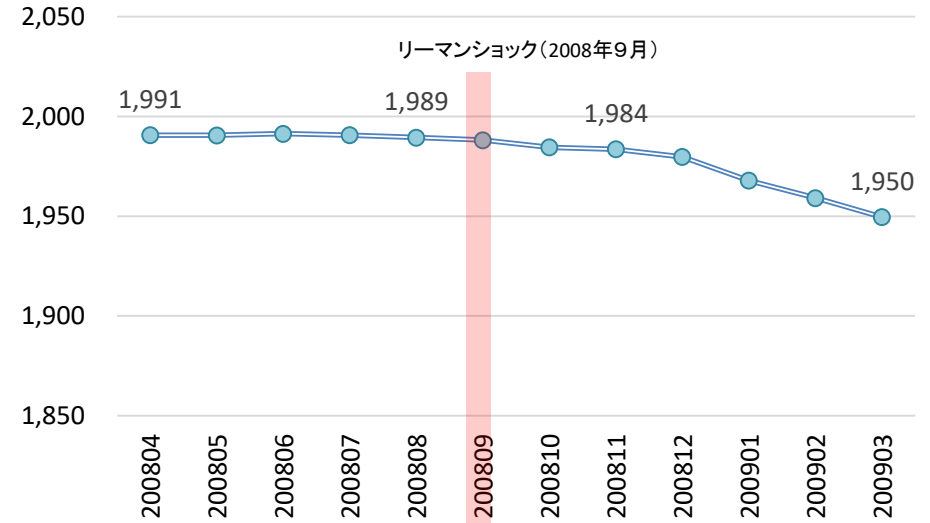
リーマンショック後の景気後退局面では被保険者数の伸びが1.5%程低下。

被保険者数の推移



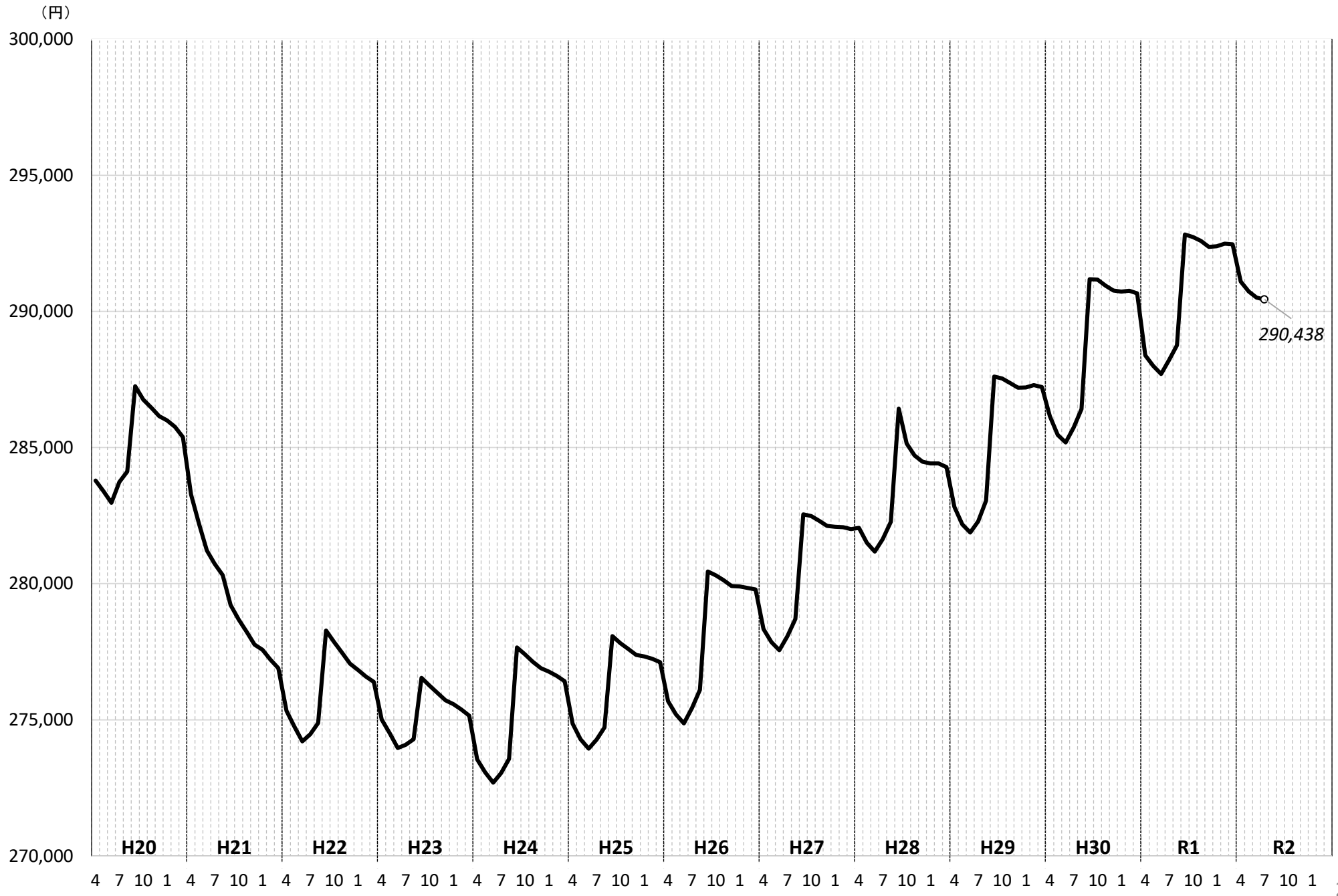
(注) 令和元(2019)年11月から令和2(2020)年3月の数値は、解散した大規模解散健康保険組合を含む実数。

<参考>リーマンショックの時期の被保険者数の推移



# 平均標準報酬月額の経年の推移

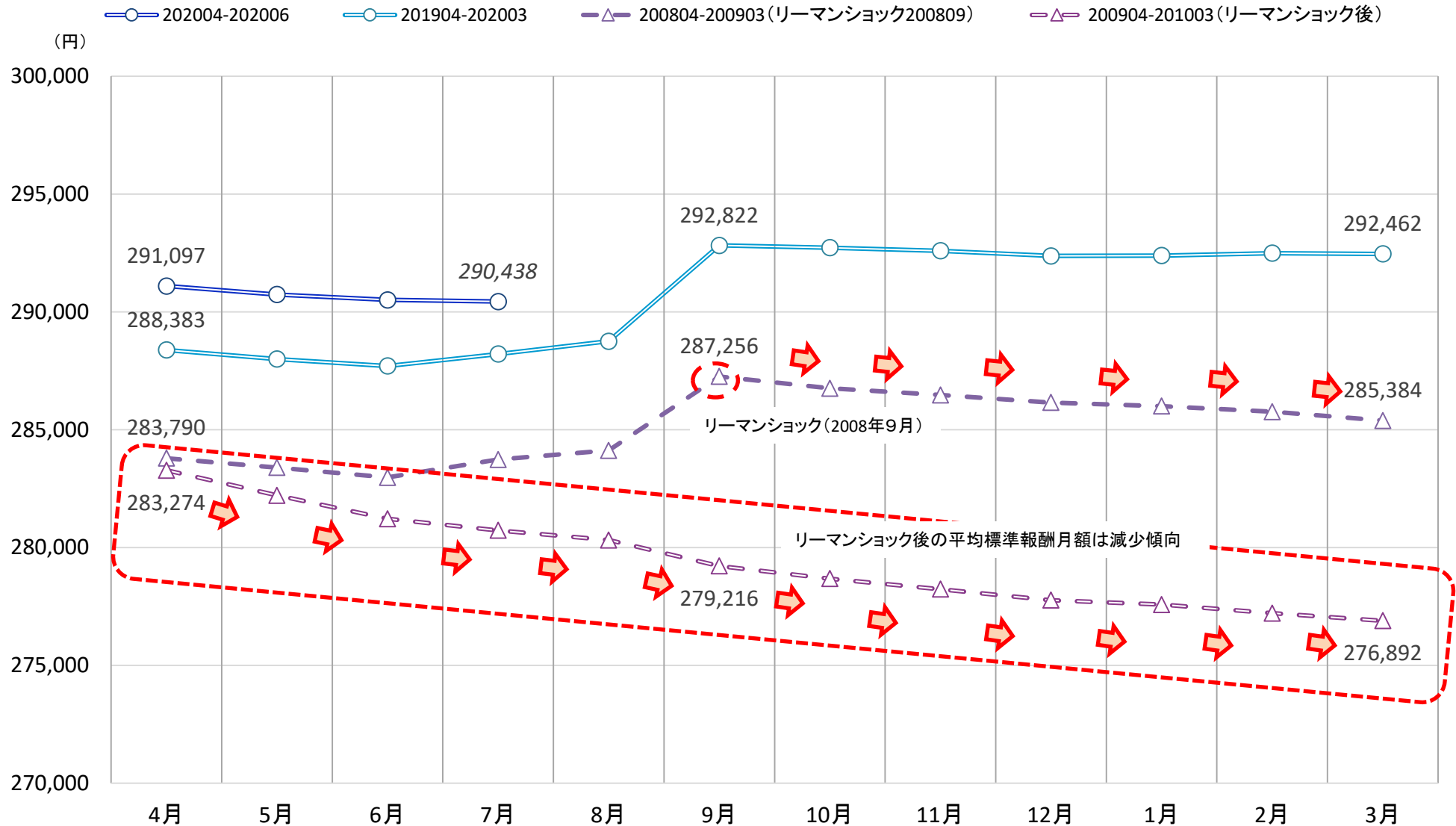
7月数値は速報値



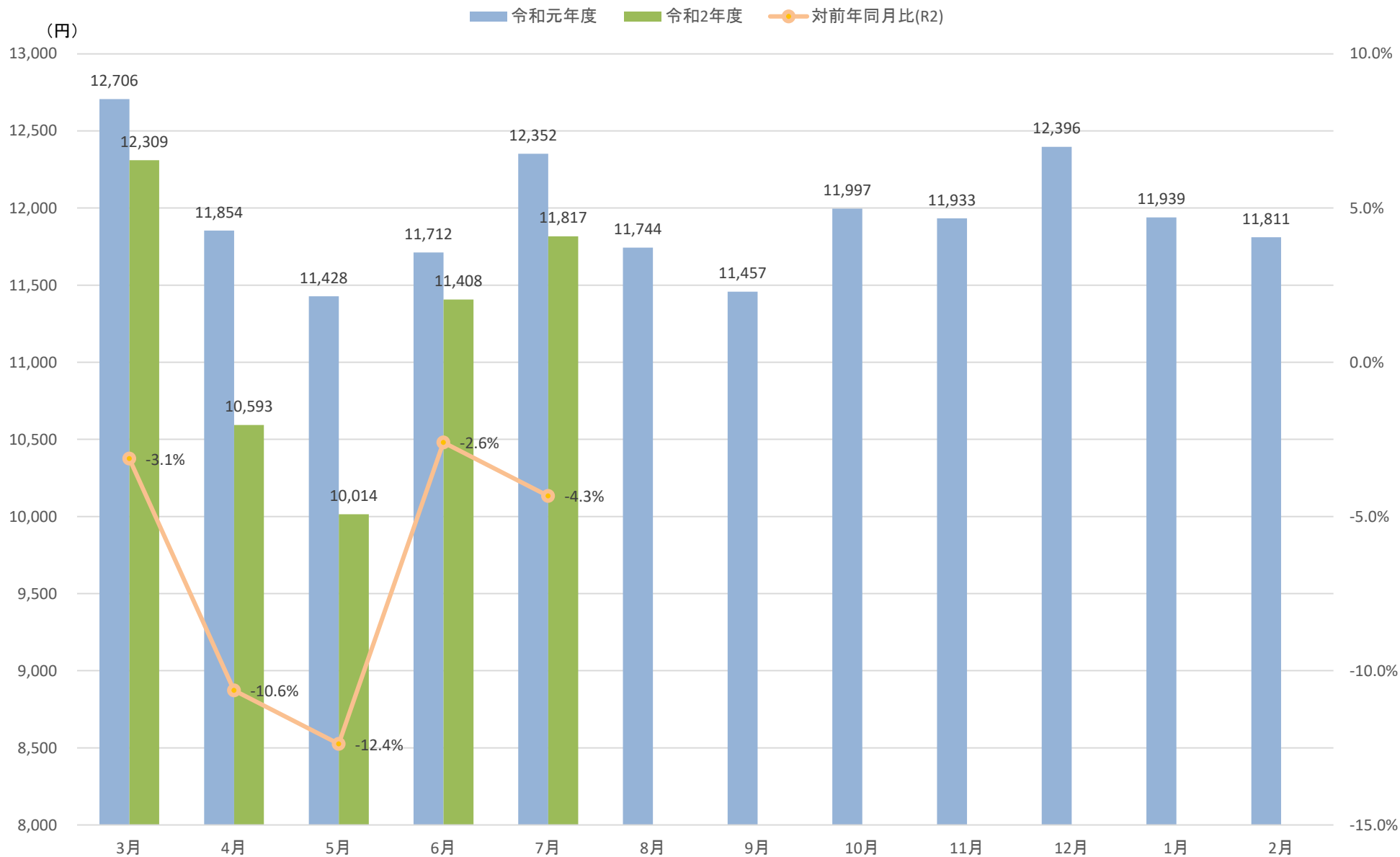
# 平均標準報酬月額推移

7月数値は速報値

○ 前年度3月の定年退職等や毎年度4月の新規採用に伴い、4月に平均標準報酬月額は減少し、その後4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に標準報酬の改定が行われ増加するのが一般的である。



# 加入者一人当たり医療給付費と対前年同月伸び率の推移



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

### 猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

### 対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

### 対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和2年1月分から令和2年12月分まで）が対象となります。

### 申請方法

- 「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。（郵送で申請いただけます。）

※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいで差し支えありません。

※ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも含めて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。

- 指定期限までの申請が必要です。

※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※ 申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

# 令和２年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.73%、最低は新潟県の9.58%である。

|      |        |      |        |                |        |
|------|--------|------|--------|----------------|--------|
| 北海道  | 10.41% | 石川県  | 10.01% | 岡山県            | 10.17% |
| 青森県  | 9.88%  | 福井県  | 9.95%  | 広島県            | 10.01% |
| 岩手県  | 9.77%  | 山梨県  | 9.81%  | 山口県            | 10.20% |
| 宮城県  | 10.06% | 長野県  | 9.70%  | 徳島県            | 10.28% |
| 秋田県  | 10.25% | 岐阜県  | 9.92%  | 香川県            | 10.34% |
| 山形県  | 10.05% | 静岡県  | 9.73%  | 愛媛県            | 10.07% |
| 福島県  | 9.71%  | 愛知県  | 9.88%  | 高知県            | 10.30% |
| 茨城県  | 9.77%  | 三重県  | 9.77%  | 福岡県            | 10.32% |
| 栃木県  | 9.88%  | 滋賀県  | 9.79%  | 佐賀県            | 10.73% |
| 群馬県  | 9.77%  | 京都府  | 10.03% | 長崎県            | 10.22% |
| 埼玉県  | 9.81%  | 大阪府  | 10.22% | 熊本県            | 10.33% |
| 千葉県  | 9.75%  | 兵庫県  | 10.14% | 大分県            | 10.17% |
| 東京都  | 9.87%  | 奈良県  | 10.14% | 宮崎県            | 9.91%  |
| 神奈川県 | 9.93%  | 和歌山県 | 10.14% | 鹿児島県           | 10.25% |
| 新潟県  | 9.58%  | 鳥取県  | 9.99%  | 沖縄県            | 9.97%  |
| 富山県  | 9.59%  | 島根県  | 10.15% | ※ 全国平均では10.00% |        |

# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率  
(平成20年9月まで)

都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

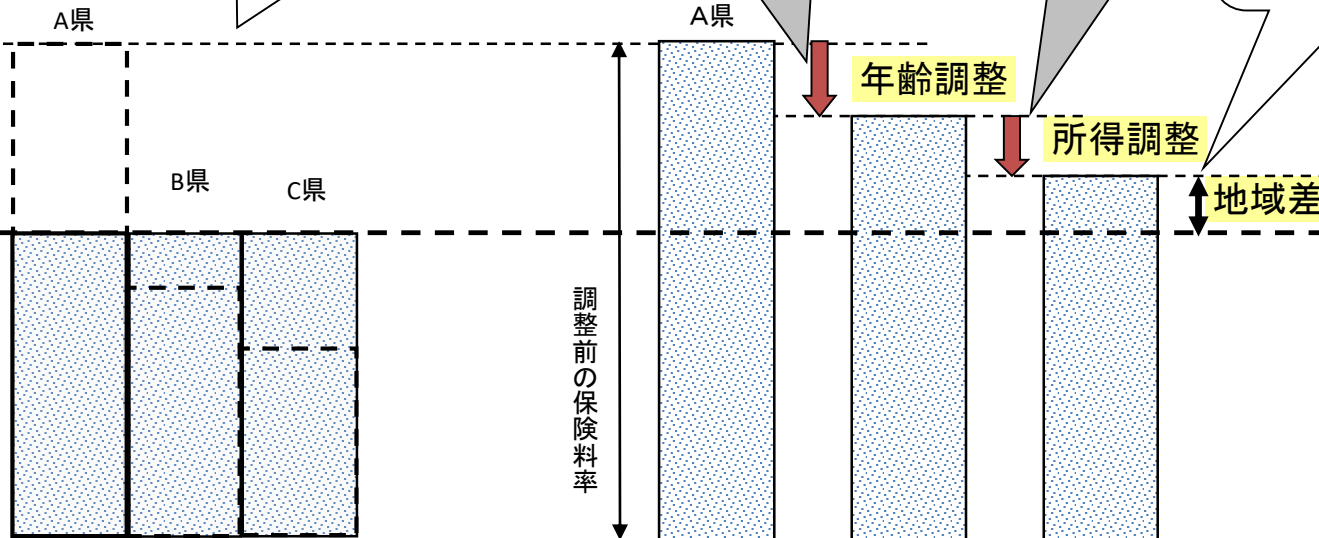
都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率是一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

全国一律の保険料率



調整後の保険料率(※)

+

各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

+

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

最終的な保険料率

(※)災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

関連する制度改革等

# 関連する制度改革等について

## 【平成27年5月】

### ➤ 医療保険制度改革（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立）

持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等の措置を講ずる。

- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（27年度：1/2 ⇒ 28年度：2/3 ⇒ 29年度：全面）
- ・協会けんぽへの国庫補助率を当分の間16.4%と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助特例減 等

## 【平成28年4月】

### ➤ 平成28年度診療報酬改定

- ・診療報酬改定率 ▲ 0. 8 4 %（協会の負担（平成28年度）：880億円減）

（1）診療報酬本体 + 0. 4 9 %（医科 + 0. 5 6 %、歯科 + 0. 6 1 %、調剤 + 0. 1 7 %）

（2）薬価等

① 薬価 ▲ 1. 2 2 %

② 材料価格 ▲ 0. 1 1 %

- ・7対1入院基本料の基準の見直し（「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者の割合を15%→20%）、紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入（初診：5,000円（歯科は3,000円）、再診2,500円（歯科は1,500円））、回復期リハビリテーション病棟におけるアウトカム評価の導入。

## 【平成28年10月】

### ➤ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

社会保険における格差是正や女性の就業意欲の促進等の観点から、それまで週30時間以上とされていた加入要件について、従業員501人以上の企業において、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上といった要件に見直し

# 関連する制度改革等について

## 【平成30年4月】

### ➤ 平成30年度診療報酬改定

- ・診療報酬改定率 ▲1. 19%（協会の負担（平成30年度）：920億円減）
  - （1）診療報酬本体 +0. 55%（内科 +0. 63%、歯科 +0. 69%、調剤 +0. 19%）
  - （2）薬価等
    - ① 薬価 ▲1. 65% ※うち、実勢価等改定 ▲1. 36%、薬価制度の抜本改革 ▲0. 29%
    - ② 材料価格 ▲0. 09%
- ・入院の看護師配置等による評価から診療実績に基づく評価に見直し、外来のかかりつけ医機能を持つ診療所の初診加算（80点）の新設、紹介状なしの受診時定額負担の対象病院を拡大（500床→400床）、調剤の後発医薬品調剤体制加算（薬局）における要件の引上げ。

## 【令和元年5月】

### ➤ 医療保険制度改革（医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の成立）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設、被扶養者の要件の適正化等の措置を講ずる。

- ・オンライン資格確認の導入(マイナンバーカードによる資格確認は令和3年3月開始予定。保険証による資格確認は令和3年5月開始予定。)
- ・健康保険の被扶養者の認定において、原則として国内に居住しているという要件を導入(令和2年4月1日施行)
- ・社会保険診療報酬支払基金の機能の強化(令和2年10月1日より順次施行) 等

# 関連する制度改革等について

## 【令和元年10月】

### ➤ 診療報酬改定

- ・令和元年10月に予定されている消費税増税等に係る対応
- ・診療報酬改定率 ▲0.07%（協会の負担（平成31年度）：50億円減）
  - （1）診療報酬本体 +0.41%（医科 +0.48%、歯科 +0.57%、調剤 +0.12%）
  - （2）薬価等
    - ① 薬価 ▲0.51% ※うち、実勢価等改定 ▲0.93%、消費税対応分 +0.42%
    - ② 材料価格 +0.03% ※うち、実勢価等改定 ▲0.02%、消費税対応分 +0.06%

## 【令和2年4月】

### ➤ 診療報酬改定

- ・診療報酬改定率 ▲0.46%（協会の負担（令和2年度）：410億円減）
  - （1）診療報酬本体 +0.55%
    - ※1 うち、※2を除く改定分 +0.47%（各科改定率 医科 +0.53%、歯科 +0.59%、調剤 +0.16%）
    - ※2 うち、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 +0.08%
  - （2）薬価等
    - ① 薬価 ▲0.99% ※ うち、実勢価等改定 ▲0.43%、市場拡大再算定の見直し等 ▲0.01%
    - ② 材料価格 ▲0.02%
- ・急性期の入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について、必要度の判定に係る項目や判定基準等の要件を見直し、地域の救急医療体制において重要な機能を担う医療機関に対する「地域医療体制確保加算」（入院医療の評価）の新設、紹介状なしの受診時定額負担の対象病院を拡大（400床以上→200床以上の地域医療支援病院） など

## 【令和4年5月】

### ➤ 被用者保険の適用拡大

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大等の見直し等の措置を講ずる。

- ・短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる

（＜現行＞ 500人超→100人超：令和4年10月1日施行）

（ 100人超→50人超：令和6年10月1日施行）

- ・5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する
- ・厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する（令和4年10月1日施行）